

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です。死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。
- 出産予定日の6か月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠の方				出産予定月		
多胎妊娠の方				出産予定月		

※ 産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が、年税額から減額されます。
産前産後期間の保険税が0円になるとは、限りません。

※ 多胎妊娠の場合は、出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※ 令和5年11月に出生した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。

令和6年1月より前の期間については、減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、納め過ぎになった保険税は還付されます。

届け出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証）
- ③ 母子健康手帳（出産前に届け出をする場合）
- ④ 出生証明書など、出産日と親子関係がわかる書類
（出産後に届け出をする場合で、被保険者と子どもが別世帯の場合）

お問い合わせ先・届け出先

北島町役場税務課 電話（088）698-9803